

## 事業譲受け公告

平成 23 年 3 月 11 日

株主各位

大阪市住之江区平林南二丁目 10 番 60 号  
永大産業株式会社  
代表取締役 吉川康長

当社は、平成 23 年 2 月 21 日（月）開催の取締役会において、平成 23 年 4 月 1 日（金）を効力発生日として、永大テクニカ株式会社（大阪市住之江区平林南二丁目 10 番 60 号）の事業の全部を譲り受けることを決議しましたので公告いたします。

本件は、会社法第 468 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行いますので、この事業譲受けに反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

また、会社法第 469 条第 1 項の規定に基づき、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨をお申し出ください。

以上